

財務省告示第三百七十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年十月三十一日

財務大臣
額賀福志郎

表第一の六の項名					輸入数量
五	四	三	二	一	トン
八四三トン	一五、七二四トン	一・五トン	一六トン		

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

二九	一八	二七	一六	一五	一四	一三	一三	一一	一六、一七六トン
三七八ハトン		トン	五、五七五トン	二、五五トン	トン	一九トン	一九九トン	四一トン	